

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 3 節 保税蔵置場	第 3 節 保税蔵置場
（外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43の 3－2 法第43条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 令第36条の 3 第 8 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70－ 3－ 1 の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。 イ～ハ （省略） ニ <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</u> ホ～ナ （省略）	（外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43の 3－2 法第43条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 令第36条の 3 第 8 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70－ 3－ 1 の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。 イ～ハ （同左） ニ <u>削除</u> ホ～ナ （同左）
第 6 章 通 関	第 6 章 通 関
第 3 節 一般輸入通関	第 3 節 一般輸入通関
（他法令による許可、承認等の確認） 70－ 3－ 1 輸入貨物についての法第70条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) （省略）	（他法令による許可、承認等の確認） 70－ 3－ 1 輸入貨物についての法第70条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）	イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸入制限、禁止関係 （イ）～（ハ）（省略）	（省略）	（省略）	ロ．輸入制限、禁止関係 （イ）～（ハ）（同左）	（同左）	（同左）
（ニ） <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</u>	<u>第19条第 1 項《輸入の禁止》</u>	<u>（1）大麻草栽培者が発芽不能未処理種子を輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」又はその写し</u> <u>（2）発芽不能未処理種子を輸入し、第18条に規定する方法による処理をする場合には、厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」又はその写し</u>	（ニ） <u>削除</u>		
（ホ）～（ウ）（省略）	（省略）	（省略）	（ホ）～（ウ）（同左）	（同左）	（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 2			別表第 2		
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ～チ（省略）	（省略）	（省略）	イ～チ（同左）	（同左）	（同左）
<u>リ．大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</u>	<u>第20条《輸入の禁止》</u>	<u>第20条の規定により厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「発芽不能種子確認書」又はその写し</u>	（新規）		